

「投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、<u>信用取引に係る委託保証金等の代用有価証券として使用する投資信託受益証券（代用有価証券として使用されない公募の投資信託受益証券及び振替投資信託受益権を含む。以下「受益証券」という。）</u>の基準価額の連絡、発表及び事故受益証券の連絡、発表その他必要な事項を定める。</p> <p>（代用有価証券の対象受益証券） 第2条 信用取引に係る委託保証金等の代用有価証券の対象受益証券（振替投資信託受益権を含む。）は、本会が基準価額を発表するものとする。ただし、クローズド期間中の投資信託、累積投資専用の投資信託及び解約を一定日に限定している投資信託のうち、本券については、この限りでない。</p> <p>（基準価額の連絡） 第3条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、<u>第1条</u>に規定する基準価額について、細則で定める時間を目途に電磁的方法をもって本会に連絡するものとする。<u>なお、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」第51条第2項ただし書きにより計算を行う受益証券については、当該連絡を、基準価額の公表日のみとすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、<u>投資信託受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下「受益証券」という。）</u>を信用取引に係る委託保証金等の代用有価証券として使用する<u>ために必要な</u>基準価額の連絡、発表及び事故受益証券の連絡、発表その他必要な事項を定める。</p> <p>（代用有価証券の対象受益証券） 第2条 信用取引に係る委託保証金等の代用有価証券の対象受益証券（振替投資信託受益権を含む。）は、本会が基準価額を発表するものとする。ただし、クローズド期間中の投資信託、累積投資専用の投資信託及び解約を一定日に限定している投資信託のうち、本券については、この限りでない。</p> <p>（基準価額の連絡） 第3条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、<u>前条</u>に規定する<u>投資信託の</u>基準価額について、細則で定める時間を目途に電磁的方法をもって本会に連絡するものとする。</p>

投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則

新	旧
<p>2 本会に連絡する価額は、投資信託の評価及び計理等に関する規則第52条に基づき算出される基準価額とし、その他の価額は採用しないものとする。</p> <p>* 細則第2条</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和〇年〇月〇日から実施する。</u></p>	<p>2 本会に連絡する価額は、投資信託の評価及び計理等に関する規則第52条に基づき算出される基準価額とし、その他の価額は採用しないものとする。</p> <p>* 細則第2条</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>